

## 第3回「統計データの二次利用促進に関する研究会」議事概要

1 日時 平成20年1月28日(月) 15:30~17:40

2 場所 総務省第2庁舎 6階 特別会議室

3 出席者 廣松座長、玄田委員、椿委員、中原委員、山口委員

(オブザーバ) 総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、  
経済産業省、国土交通省、独立行政法人統計センター、日本銀行

### 4 議題

- (1) 「統計データの二次利用促進に関する研究会」の検討事項に係る対応方針案について
- (2) 経済産業省における研究会結果報告について
- (3) オーダーメイド集計における秘匿処理について
- (4) その他

### 5 議事の概要

議題1 「統計データの二次利用促進に関する研究会」の検討事項に係る対応方針案について

事務局より、資料1及び資料2に基づき、第2回研究会において出された意見等に対する対応方針案について説明

主な意見等は次のとおり。

(利用者の範囲)

- ・ 学術研究の場合の利用者の範囲として、「大学や研究所等の教授・准教授等」とあるが、この「等」の中にはポスト・ドクターや非常勤も含むと考えているのか。また、学部学生はこの中に含まれるべきではないが、大学院生は共同研究者に成り得るので、学部学生と大学院生は明確に区分しておくべきではないか。
- ・ 大学院生が利用する場合は、指導教官が申請して大学院生を共同研究者とする形式もあるが、大学院生が申請者となり指導教官がそれを推薦するという形式もあるのではないか。
- ・ 一橋大学の試行的提供では、ポスト・ドクターからの申請があった場合は、その者の在籍する大学から証明書的なものを添付してもらっているが、そういう書類が必要かどうかも検討しておく必要がある。
- ・ 外国の大学にいる日本人あるいは国内の大学にいる外国人の研究者も利用できるような運用が望ましい。

(利用目的)

- ・ 教育目的の場合には、授業で学部学生が利用することも想定されているようであるが、この場合は、標準的なデータセットを用意してそれを提供することとした方が効率的ではないか。

- ・ 授業で学部学生が匿名データを利用できるとした場合は、申請事項にどのように記載すべきか、学生の氏名を全部記載するということは困難であるので、工夫が必要。
- ・ 学会側のプロセスとして、自主的に倫理規定を設けるということも必要であると思われる。

(利用状況の公表)

- ・ 総務省が統計委員会に対して行う法の施行状況の報告を通じて二次利用の提供の透明性が確保されるとしているが、例えば提供件数だけであれば、確保しているとは言い難い。

(その他)

- ・ 管理責任者を記載する必要はないとしているが、例えば従来の目的外使用申請においては、所属長から行政機関へ申請するという形式をとって、管理責任を負うこととしているような方法も考えられるのではないか。

## 議題2 経済産業省における研究会結果概要について

経済産業省より、「経済産業統計のニーズ把握及び利活用事例に関する調査研究」の概要について、資料3に基づき説明。

主な意見は次のとおり。

- ・ 一般には学会誌に掲載された図表については、学会に著作権があることになる。
- ・ 国が公表した統計表については著作権を行使しないとしているので、それに合わせるのがよいのではないか。
- ・ 事業所・企業を対象とする統計調査の匿名データについては、例えば、中小企業を対象とした統計であれば、ある程度匿名処理も可能ではないかと思われるし、また需要もあるため、対象外とすることではなく、場合によって可能というスタンスで検討してほしい。

## 議題3 オーダーメイド集計における秘匿処理について

事務局より、資料4に基づき、オーダーメイド集計における秘匿処理について紹介。

次回の研究会は、3月下旬に開催する予定。

(文責...総務省政策統括官(統計基準担当)付統計企画管理官室)